

センター広報誌製作及び印刷等業務 仕様書

国立循環器病研究センター
令和7年5月

仕 様 書

1 件名

センター広報誌製作及び印刷等業務

2 目的

国立循環器病研究センター（以下「センター」という）のイメージ戦略の一環として、発展を続けるセンターの姿を内外にアピールするとともに、経営面で重要な患者確保と国民全体からの信頼確保をはかるため、主に患者と地域の連携病院等に配布することを想定した広報誌を作成するものである。

3 基本的事項

- 1) 契約期間 2026年3月1日～2029年3月31日
- 2) この仕様書は本件業務の内容・方法・条件等の作業内容を示すものであり、本件業務の契約書によるほかこの仕様書に定めるところによる。
- 3) 受託者は、この仕様書に記載のない事項でも、記載されている業務を遂行するために社会通念上当然に付随する業務については実施すること。
- 4) 受託者は、センターとの共通の目標を達成するために必要な業務については、センターと協議の上実施するよう最大限努力すること。
- 5) 受託者は、業務実施にあたっては、必要な知識、経験、技能を持った従事者をもってあたらしめ、常に責任をもって適切かつ円滑に業務を遂行するために必要な体制を整備すること。
- 6) 受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者にセンターとの円滑な連携を図らせること。
- 7) 受託者は、センターの目的を理解し、従事者にその達成を常に意識させるとともに常に問題意識を持ち、センターに対して業務改善のための企画・提案を行うこと。

4 業務遂行に関する事項

- 1) 受託者は、受託した業務を遂行するための手順を明らかにし、最良の業務水準を維持するために、常にその改善を図ること。
- 2) 受託者は業務上知り得た患者及び職員の個人情報、並びに漏洩することによりセンターに不利益となるような事項については、一切第三者に漏洩してはならない。
 - ①本項の機密保持の義務は、本件業務履行期限終了後も存続する。
 - ②従事者は離職後も本項の機密保持義務を負うこととする。

- ③受託者が本項に違反したことにより発生した損害については、センターと受託者で協議の上損害額を確定し、受託者がセンターに対して賠償するものとする。
- 3) 受託者は、品質及び病院情報保護の為、必ずセンター単独の製版、刷版及び印刷を義務とする。

5 作成内容

センターの「理念」「基本方針」に基づいた広報誌を作成する。これは、「コーポレートアイデンティティ」（以下「CI」という）の考え方によるものである。

- 1) 配布対象は、主に一般向け（入院および外来の患者とその家族等）と、医療・研究者向け（連携病院・診療所等）の合計4回を想定しており、それぞれの対象者に向けたセンターからの情報発信を目的として広報誌を活用する。
- 2) 年4回（4月、7月、10月、1月を原則とする）の発行とするので、受託者はセンターと連携しスケジュール管理を適切に行い、適宜協議、修正等を含めて納期遅れがないように作業すること。
※特に、契約後初回発行分（2026年4月下旬予定）については契約後の準備期間が少ないため特に留意すること（3月上旬開催予定の広報誌ワーキンググループを受けた構成確定後の着手を想定）。
- 3) A4版カラー刷り8ページで、原則として1回あたり5,000部を作成することとし、必要があれば1,000部単位で増刷することがある。増刷に際しての費用は別途協議とするが、1,000部当たりの単価は5,000部1回当たりの単価の1/5を超えることはできない。
- 4) 5,000部のうち一部は連携病院・診療所等（最大1800箇所を予定）にセンター指定冊数を受託者が送付し、残りはセンターに納品する。
- 5) 広報誌を連携病院に発送する際の「CIに基づく発送用の紙製封筒またはバイオマス原料OPP袋等」と「送り状A41色」を作成すること。また、広報誌発送における封入封緘、発送作業を行うこと。なお、発送にかかる費用は受託者の負担とする。
- 6) 紙質はマットコート紙、110k以上のものを使用すること。
- 7) 受託者による編集記事（取材を含む）と、誌面構成上必要な記事について、センターが提供する文字原稿（一部の図表も含む）により、受託者が誌面を作成することを基本とし、誌面には内容と照らして適切な写真やイラストを1ページにつき1枚以上使用すること。
- 8) 表紙はセンターのイメージを損なわない内容を基本とし、契約期間を通

して、イメージに大きな差異がない内容のものとする。ただし、センターから変更依頼があった場合はこの限りではない。

また、センターのロゴマーク、理念、基本方針を入れ込むこと。

- 9) 色校正を印刷前に提出すること。(複数回の提出もあり得る)
- 10) 広報誌の誌面デザインは契約期間を通じて、配布対象ごとに統一コンセプトで作成すること。ただし、センターと受託者で協議のうえでコンセプトを変更する必要があると判断された場合はこの限りでない。
- 11) 使用する写真については、原則としてプロのカメラマンが撮影したものとする。その際、被写体と想定するものを予めセンターと打合せ、了解を得ること。ただし、必要な場合は、センターの了解を得ればセンターの所有する画像データを使用することができる。
- 12) 記事のレイアウト、字体、字の大きさ等については、配布対象ごとに、それぞれ統一的なコンセプトのもとに行うこと。
- 13) ロゴマークについては使用基準に準拠すること。
- 14) 表紙、誌面デザイン、イラストに、生成 AI を使用したコンテンツをそのまま使用しないこと。
- 15) センターは、センターの指定するデザイン、紙質などが仕様に沿っていない納品物は、センターの広報誌の品質保持のため、速やかに受託者に返品する。また、これを理由にする納期の変更、受注金額の増額には応じない。
- 16) センターのホームページにて広報誌を公開することを想定しているため、印刷物と併せて、データ (PDF、デジタルブック) についても提出すること。また、Illustrator のデータ (アウトライン化の前後) も提出すること。

6 知的財産権

受託者はセンターに対し、本制作物に関する全ての著作権 (著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含む) を譲渡するものとし、また本制作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく且つ合法的なものであることを保証するものとする。

万一本制作物について第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて受託者の責任と負担においてこれを処理し、センターには一切迷惑、損害をかけないものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項についてはセンターと受託者で協議して決定する。

以上